

千葉県特定最低賃金改正決定について

千葉労働局

下記産業の事業場で働く労働者に適用される7業種の特定最低賃金が下記のとおり改正されました。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

最低賃金名	改正額(時間額)	発効日	改正前(時間額)	引上げ額
千葉県最低賃金	817円	平成27年10月1日	798円	19円
特定最低賃金	調味料製造業	平成27年12月25日	839円	13円
	鉄鋼業	平成27年12月25日	880円	13円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	平成27年12月25日	855円	14円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	平成27年12月25日	859円	13円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	平成27年12月25日	841円	13円
	各種商品小売業	平成27年12月25日	819円	13円
	自動車(新車)小売業	平成27年12月25日	850円	15円

◎詳細は千葉労働局労働基準部賃金室まで ☎ 043-221-2328